

固定資産税の減額制度

「認定長期優良住宅に係る減額制度」が創設されました

長期にわたって良好な状態で使用される構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定を受けて新築された長期優良住宅について、固定資産税を減額する制度が創設されました。

■減額要件

- 次の①から④までのすべての要件を満たす住宅
- ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定を受けた新築の長期優良住宅
 - ②同法の施行日(平成21年6月4日)から平成22年3月31日までに新築した住宅
 - ③居住部分の床面積が50平方メートル以上(一戸建て以外の賃貸住宅は40平方メートル以上)280平方メートル以下の住宅
 - ④居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上の住宅(併用住宅の場合)

■減額範囲・税額

居住部分の床面積120平方メートル相当分までを限度として、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額します。
※土地に係る固定資産税は減額されません。また、この減額措置を新築住宅の減額措置と重複して受けることはできません。

■減額期間

- ・一般住宅(左記以外の住宅): 課税開始年度分から5年間
- ・3階建以上の中高層耐火住宅など: 課税開始年度分から7年間



■減額手続き

- ・新築した年の翌年の1月31日までに、次の2つの書類を提出ください。
- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税減額適用申告書
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第6条、第9条また

は第13条に規定する通知書(認定通知書)の写し

次のような「住宅改修に伴う減額措置」もあります

一定の要件を満たす住宅の改修工事(工事費用(補助金などを除く)の合計が30万円以上)を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3カ月以内に申告ください。

「住宅耐震改修に伴う減額措置」

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅で、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、1戸当たり120平方メートル相当分までの固定資産税の2分の1を減額します。減額期間は、改修工事が完了した年の翌年度分から、次の期間です。

耐震改修工事時期完了	減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間

「住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置」

平成19年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、1戸当たり100平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1を減額します。減額期間は、改修工事が完了した年の翌年度分のみです。



「省エネ改修に伴う減額措置」

平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修を行った場合、1戸当たり120平方メートル相当分までの固定資産税の3分の1を減額します。減額期間は、改修工事が完了した年の翌年度分のみです。



《申告・問合せ》 税務課 係 ☎ 21-9046 または各総合支所 市民生活課

認定長期優良住宅とは

次の①から⑧までのすべての要件を満たし、所管行政庁(豊岡市の場合は、兵庫県)に申請し、認定を受けた住宅

- ①数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること
- ②地震に対しての安全性が確保されていること
- ③配管の点検・交換などが容易に行えるなど、維持管理を容易に行うために必要な措置が講じられていること
- ④居住者のライフスタイルの変化などに応じて間取りの変更が可能な措置が講じら

れていること

- ⑤一定のバリアフリー性能、省エネルギー性能を有していること
 - ⑥地域における居住環境の維持および向上に配慮されたものであること
 - ⑦良好な居住水準を確保するために必要な規模(面積)を有すること
 - ⑧将来を見据えて、定期的な点検・補修などに関する計画が策定されていること
- 《認定・問合せ》 県土整備部住宅建築局住宅政策課
☎ 078-362-3581

介護保険料の減免

低所得者減免

介護保険の保険料額は、前年の所得に応じて年度ごとに決定していますが、保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合のほか、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。

これらの減免には「申請」が必要です。要件に該当する場合や制度の詳細について知りたい方は、介護保険課に問い合わせください。

なお、減免の可否は、資産調査などの結果に基づき、市の基準に照らして決定しますので、申請をしても適用できない場合があります。



保険料段階が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階までの方で、次の①から③までのすべての要件に該当する方

① 市民税が課税されている方に、住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上または医療保険の被扶養者になっていないこと

② 資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められること（資産には土地家屋、有価証券、貴金属、預貯金などを含む）

③ 前年の収入が、下表の要件を満たしていること



対象(保険料段階別)		収入金額	減免額
第1段階 ・ 第2段階	単身世帯	減免申請者の属する世帯の年間収入額計が60万円以下	決定額の2分の1を減免
	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入額計が60万円+30万円×(世帯員の人数-1)以下	
第3段階	単身世帯	減免申請者の属する世帯の年間収入額計が60万円以下	決定額の3分の2を減免
	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入額計が60万円+30万円×(世帯員人数-1)以下	
	単身世帯	減免申請者の属する世帯の年間収入額計が120万円以下	決定額の3分の1を減免
	世帯員が2人以上の世帯	減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入額計が120万円+60万円×(世帯員の人数-1)以下	



その他の減免

次の①から③までのいずれかに該当する方

① 損害保険などの給付がないか、一定額以下の方で次のいずれかに該当する方

- ・ 災害により、住宅、家財などの財産について著しい損害を受けた方
- ・ 世帯の生計を主として維持する方が、死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、収入が著しく減少した方



- ・ 世帯の生計を主として維持する方の収入が、失業などにより著しく減少した方
- ・ 世帯の生計を主として維持する方の収入が、農作物の不作、不漁などにより著しく減少した方

- ② 無年金外国籍高齢者福祉給付金を受給している方
 - ③ 刑事施設、労務場、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された方
- 《問合せ》 介護保険課 介護保険係 24-2401